

## 漁場造成・再生用資器材の技術評価に関する規程

平成21年10月19日制定

平成30年6月15日一部改正

令和2年6月29日一部改正

### (目的)

第1条 一般社団法人全国水産技術協会(以下「協会」という。)が、漁場の造成・再生を目的として開発された資器材について、その利用技術の評価して認定し、それを登録することによって、漁場の造成・再生技術の向上を図り、もって、安全で安心な水産物の生産に資することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、漁場の造成・再生を目的として開発された資器材(以下「製品」という。)の利用技術について、その利用に関する権利を有する者から利用技術の評価申請があった場合に適用する。

### (評価申請)

第3条 製品の利用技術の評価を希望する者は、「漁場造成・再生利用技術評価申請書」(以下「申請書」という。))を会長に提出するとともに、評価申請料を納入しなければならない。

2 会長は、申請書を受理した場合には受理した旨を証する文書を交付する。

3 納入された申請料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

### (委員会)

第4条 会長は、製品の利用技術について評価するため、各分野の専門家により構成する「漁場造成・再生用資器材利用技術評価委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、製品の利用技術評価基準等について審議するとともに、申請のあった製品の利用技術を専門的立場から評価して認定するものとし、認定することが適当と認めた場合には、会長にその旨答申する。

3 会長は、委員会を構成する委員を指名し、文書をもって委嘱するものとする。

4 委員長は、会長が委員の中から指名するものとし、委員会を代表する。

5 委員長は、必要に応じて副委員長を指名することができる。

(申請に必要な資料等)

第5条 利用技術の評価を受けようとする者は、製品の魚介類に対する安全性、生産された魚介類等の食品としての安全性、製品の有用性等を証する資料とともに、製品の製造・品質管理体制等に関する資料を申請書に添付しなければならない。

(利用技術の登録)

- 第6条 会長は、委員会の評価を経て認定された製品の利用技術を登録する。
- 2 会長は、登録された製品の利用技術について、全国漁業協同組合連合会長に対して、漁場の造成、再生に有用な製品の利用技術として、認定し、登録した旨を文書で通知するものとする。
  - 3 会長は、申請者に対して製品の利用技術として認定し、登録した旨を文書で通知するものとする。
  - 4 会長は、登録された利用技術が海域で展開された後、製品に起因すると考えられる悪影響が魚介類等に発現した場合には、利用技術の登録を取り消すことができる。
  - 5 前項の場合にあつては、第2項および第3項の規定を準用する。

(利用技術登録の有効期間)

- 第7条 製品の利用技術登録の有効期間は3年間とする。
- 2 製品の利用技術の登録更新を希望する者は、有効期間が満了する前に登録更新を申請することができる。

(モニタリング調査の実施)

第8条 申請者は、製品の利用技術の登録更新の際には、モニタリング調査の結果を添付しなければならない。

(製品の管理等)

- 第9条 製品の利用技術が登録された者は、製品の製造に係る管理、保存、販売等に関する記録を保存するものとする。
- 2 製品に係る製造、管理、販売等に関しては、それを製造する者が一切の責任を負うものとする。
  - 3 会長が必要と認める場合には、第1項の書類等の提出を求めることができるものとする。

(資料等の保管)

第10条 協会は、申請者から提出された製品の技術評価に係る申請書等を適切に保管しなければならない。

2 協会は、技術評価に係る申請書等を廃棄する場合には、事前に申請者の意見を聴取しなければならない。

(その他)

第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定めるところによる。

附則

この規程は、平成21年9月17日から施行する。

附則

この規程は、平成30年6月15日に一部改正し、平成30年6月15日に施行する。

附則

この規程は、令和2年6月29日に一部改正し、令和2年6月29日に施行する。